

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	許可の取消し等 (第 14 条第 4 項準用)
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	秋田県文化財保護条例第 37 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	秋田県文化財保護条例第 14 条第 4 項、第 37 条第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○秋田県文化財保護条例 (現状変更等の制限)</p> <p>第 14 条 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 教育委員会は、第 1 項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>5 略 (現状変更の制限)</p> <p>第 37 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第 1 項の規定による許可を与える場合には、第 14 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。</p> <p>4 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	秋田県市町村への権限委譲の推進に関する条例別表第 72 の 3 第 1 号による
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日